

## 第 59 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

### 議事概要

#### 1. 審議開始日

令和 6 年 12 月 16 日

#### 2. 議決日

令和 6 年 12 月 17 日

#### 3. 方法

持ち回り審議による

#### 4. 議題

HPV ワクチンのキャッチアップ接種について

#### 5. 審議結果

第 64 回予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において議論された、HPV ワクチンのキャッチアップ接種の終了に向けた対応について、賛成多数で了承された。なお、周知・広報に当たっては、委員意見を踏まえ適切に対応を行っていくこととなった。

- ①この夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、期間中に 1 回以上接種している者については、期間終了後も公費で 3 回の接種を完了できるよう、経過措置を設けること
- ②対象者については、従来のキャッチアップ接種の対象者（平成 9 年度生まれから平成 19 年度生まれの女子）に加え、令和 7 年度に新たに定期接種の対象から外れる方（平成 20 年度生まれの女子）も対象とすること
- ③期間については、ワクチンの添付文書の記載等を踏まえ、キャッチアップ接種期間終了後、1 年間とすること

- ④周知・広報については、自治体の準備や医療機関の接種体制を確保するため、経過措置の内容について、できるだけ速やかに情報提供を行う必要がある。また、対象者が接種について検討・判断できるよう、経過措置の内容とあわせて、ワクチンの有効性・安全性についても、引き続き丁寧かつ確実に情報提供を行うことが重要であること

## 6. 主な意見

(経過措置の対象者に関する意見)

- ・基本方針部会の結論に異議なし（多数）
- ・あくまで間に合わなかった人向けの救済的な措置なのかもしれないが、同じ1年間の経過措置を置くのだとしたら、対象者を「期間中に1回以上接種している者」に限らずゼロ回の者も幅広く認めてもよいようにも思えた。

(経過措置の期間に関する意見)

- ・基本方針部会の結論に異議なし（多数）
- ・経過措置期間は標準的な接種期間以上に設定するとしても令和7年12月末までで十分ではないか。

(周知・広報に関する意見)

- ・基本方針部会の結論に異議なし（多数）
- ・特に周知・広報は重要であると考えており、科学的根拠に基づく有効性・安全性についての正しい情報提供を引き続きお願いする。
- ・経過措置に関する情報提供を丁寧にさせていただくようお願いしたい。
- ・対象者が接種について適切な判断ができるよう、ワクチン（有効性と安全性）と施策について、丁寧にわかりやすい情報の周知をお願いする。
- ・啓発資材として、年齢（誕生年度）別、接種回数別に自らが対象に該当するかどうかわかるものがあると望ましい。
- ・平成7年度に新たに定期接種の対象から外れる方への多方面からの積極的な情報提供をお願いする。
- ・3回目接種（接種完了）までの期間が標準的期間内で終了することが望ましいと思いますので、薬事上の接種可能期間とは別にしかるべき情報提供をさせていただくことを希望する。

- ・ 来年3月までの接種を勧めるポスター・広告の中には、「若い世代の子宮頸がんが増えている」と事実と反する内容が書かれているものや「今だけ無料」、「マジで自腹」などのあおり文句等、妥当性が疑われる記載例があること、そのような長所のみを強調してリスクについての情報が乏しく、熟慮の上での適切な選択の機会を損ないかねないポスターが散見されることについては、医薬品等行政評価・監視委員会（第17回、2024年9月20日）において指摘があったところであるが、十分に顧みられていないのではないかと。今回の資料には「引き続き丁寧かつ確実に情報提供を行うことが重要である」との記載があるが、必ずしも従前の広報が丁寧で妥当だったとまでは思えず（むしろ乱暴なものが放置されていた。委員会の指摘を受けて修正した例もある）、「引き続き」というよりは、「今後はより一層」丁寧かつ確実に情報提供を行うことを求めたい。
- ・ 国と自治体にも役割があると思いますが、役割分担を明確にさせていただくよう、特にワクチンの有効性・安全性については国の役割としてお願いしたい。